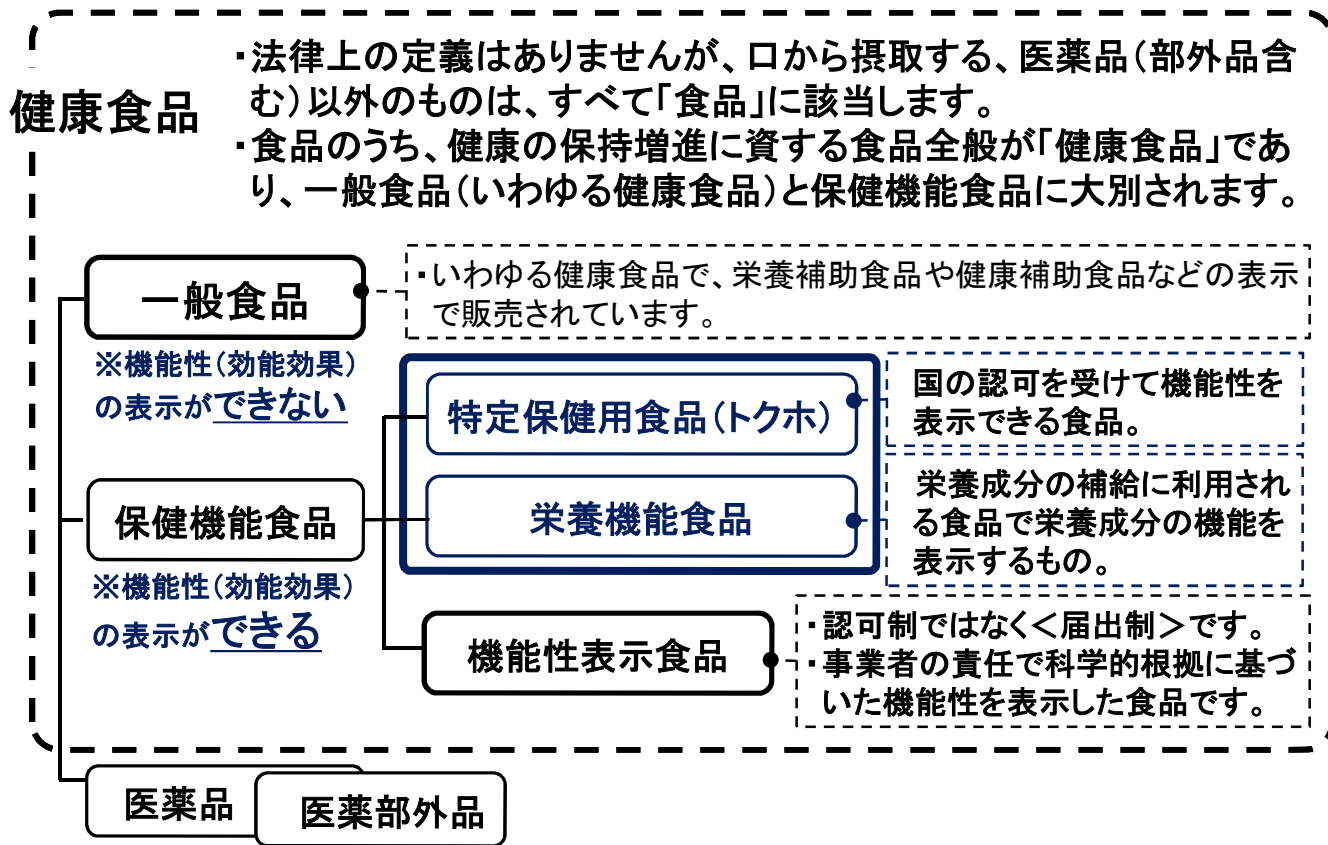


消費生活ちょっとした知識

食品表示 健康編

健康食品 ご存じですか？

健康食品は、病気や症状の治療・予防を目的としたものではありません。特に、医薬品を服用している人は、飲み合わせや併用に十分注意が必要です。



契約などのトラブルの相談は・・・

●厚木市と清川村にお住まいの方は

厚木市消費生活センターへ

相談日 月～金曜日(年末年始、祝日を除く)

相談時間 9:30～16:00

所在地 厚木市栄町1-16-15

厚木商工会議所4階

相談専用電話 ☎046-294-5800



厚木市マスコットキャラクター
おゆりちゃん



健康編 <健康食品>の豆知識

～健康はバランスの良い食事と運動で～

《消費生活アドバイス》

☆ 健康食品に<頼り過ぎない>ようにしましょう！

- ・健康食品は、不足しがちな栄養素を補うことを目的としたもので、病気や症状の治療や予防を目的としたものではありません。
- ・人の自己治癒力や免疫力を高めるといった予防効果を目的とするものです。
- ・効果が自覚できなかつたり、体調に異変を感じたら、速やかに<摂取を中止>しましょう。医師や薬剤師に相談するのも良いでしょう。

☆ 医薬品との併用や過剰摂取は健康に害を及ぼす恐れがあります。

- ・「薬の効きが悪くなる」「薬が効き過ぎる」「病状が悪化した」などの<飲み合わせ>やく併用>リスクの例が報告されています。

☆ スーパーなどで購入できる食品とは違い<栄養補助食品>や<健康補助食品>などは、インターネットや電話、FAX、専用ハガキなどで注文ができるものもあります。

- ・注文に際して、氏名・性別・住所・生年月日・電話番号や支払い方法によってはクレジットカード番号などの個人情報を提供することになり<顧客登録>されることを認識しましょう。

《商品購入時のトラブル》

《相談事例》

全国で次のようなトラブルが報告されています ※<国民生活センター>まとめ

- 【事例1】 サプリメントを初回お試し価格として購入。体に合わず解約を申し出たが、定期購入だとして拒否された。
- 【事例2】 通信販売でお試し価格500円の健康食品を注文した。一度限りだと思ったが2回目が届いた。解約したいが電話が繋がらない。
- 【事例3】 通信販売で青汁を注文したら定期コースだった。毎月商品が届くが中止し返品したい。
- 【事例4】 化粧品の無料お試しを注文したら定期購入になった。解約したい。



《相談事例からみる問題点》

1. 定期購入である旨の表示が分かりにくい
2. 解約はできない旨の表示が分かりにくい
3. 解約を申し出たところ、通常価格を請求される
4. 事業者への解約の申し出が困難

《消費者へのアドバイス》

1. 契約内容や解約条件を確認しましょう。
2. トラブルになった場合には、消費生活センターに相談しましょう。